

議案第14号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成31年2月22日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

天羽老人憩の家としての利用に供していた施設を、新たに（仮称）地域交流支援センターとしての利用に供するに当たり、改修工事その他の準備手続を行う必要があることから、平成31年3月31日をもって天羽老人憩の家を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和53年富津市条例第4号）の  
一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

天羽老人憩の家	富津市岩坂487番地5
---------	-------------

」を

削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。